

答申第165号
令和2年10月8日

佐賀市長　秀島敏行様

佐賀市個人情報保護審査会
会長　村上英明



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項及び第10条第2号の規定に基づく
諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項及び第10条第2号の規定に基づき、令和2年9月16日付け佐市三診第7号により諮問がありました「クラウドサービスを用いた在宅患者情報の電子計算機処理の開始について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

ただし、個人の権利利益の保護を図るため、次の点に配慮した取り扱いとするよう求めます。

記

- 1 クラウドサービスを利用する個人情報については、条例の趣旨に則り、必要最小限とする等慎重を期し、市民の権利を不当に侵害するがないよう、十分に配慮すること。
- 2 患者情報を始めとした個人情報の取扱いについて、関係法令等を遵守し、個人情報の保護に万全を期すること。